

債務整理事件の処理に関する指針

令和7年2月19日－20日

理事会決定

令和7年4月23日－24日

理事会改正

(目的)

第1条 この指針は、司法書士又は司法書士法人（以下「司法書士等」という。）の行う債務整理事件処理が健全な社会の形成及び債務者の生活再建に重要な役割を果たしていることに鑑み、司法書士等による不適切な勧誘、受任及び事件処理並びに不適正かつ不当な金額の報酬の請求又は受領を規制し、任意整理事件における司法書士等による報酬の金額を適正化することによって、依頼者の利益の保護を図るとともに多重債務問題の解決に資するため、本会会員（以下「会員」という。）の債務整理事件の処理にあたり必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この指針における用語の定義は、以下各号に定めるところによる。

(1) 債務整理事件

金銭の貸付けを業とする者、立替払いを業とする者、信用供与を業とする者又はこれらに類する者に対して債務を負担する者から受任又は受託する任意整理事件、特定調停事件、過払金返還請求事件、破産手続開始申立書類・民事再生手続開始申立書類等の裁判所提出書類の作成事件及びヤミ金処理事件並びにこれに類する事件

(2) 依頼者

前号に掲げる事件の処理を司法書士等に依頼する者

(3) 債権者

依頼者に対して債権を有するとみられる者

(4) 任意整理事件

債権者が依頼者に対して有するとみられる債権について、弁済の額、方法等について裁判外で債権者と交渉し処理する事件（債権者との取引について、利息制限法（昭和29年法律第100号）が定める利息の利率による引き直し計算をした結果、依頼者が、債権者に対して債務を負担しないこととなる場合及び過払金債権を有することとなる場合を含む。）

(5) 過払金返還請求事件

依頼者の債権者との取引について、利息制限法が定める利息の利率による引き直し計算をした結果、弁済すべき金額を超えて支払った金額（以下「過払金」という。）が生じることとなった依頼者が、当該債権者に対して過払金の返還請求を行う事件

(6) ヤミ金

債権者のうち、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）の上限金利を超える金利で業として貸付けを行う者、無登録で貸金業を営む者、脱法的行為により実質的に貸金業を行っている者、その他法律上の正当な権限なくして不当な方法で請求を行う者等

(7) 面談

受任する司法書士自身が対面で直接相談を行うこと

(8) 減額報酬

紛争の相手方の請求額を減額させ又は免れさせた場合における、依頼者が免れた債務の差額に対して一定の率等により計算して司法書士等が受領する金員

(9) 過払金返還報酬

過払金の返還を受けた場合に、その返還額に対して一定の率等により計算して司法書士等が受領する金員

(10) 支払代行手数料

分割払いの和解による弁済の履行や、民事再生事件における再生計画の履行に関し、司法書士等が依頼者から弁済金を預かって継続的に弁済の代行をする場合の司法書士等が受領する金員

(基本姿勢)

第3条 会員は、債務整理事件の処理にあたり、依頼者の生活再建を目指すことを常に念頭に置き、必要に応じて生活保護等の社会保障制度を活用する等、必要な方策を講じるよう努めなければならない。

(面談)

第4条 債務整理事件の依頼を受けるにあたっては、当該事件を受任する予定である司法書士（司法書士法人が受任する予定である場合にあっては当該司法書士法人の社員又は使用人である司法書士のうち少なくともいずれか一人をいう。）が、自ら依頼者又はその法定代理人と直接面談を行わなければならない。ただし、依頼者に面談できない合理的な理由があり、かつ、依頼者が希望する場合には、テレビ電話又はウェブ会議システムを利用して面談することができる。

2 会員は、前項ただし書の規定による方法に依頼者を誘導し又は強制してはならない。

3 面談においては、当該事件を受任する司法書士が、債務の状況、資産及び収入の状況並びに生活の状況等の現状を具体的に聴き取り、依頼者の置かれた状況を十分に把握したうえで、債務整理事件処理及び生活再建の見通しを説明しなければならない。

(委任契約)

第5条 会員は、債務整理事件の依頼を受けるにあたり、簡裁訴訟代理等関係業務及び裁判書類作成関係業務についての業務範囲を明確にする等、依頼を受ける業務の内容及び範囲を明確にしたうえで、受任内容を明らかにした契約書を作成し、原本又はその写しを依頼者に交付しなければならない。

2 会員は、事件処理にかかる費用について、報酬表を提示する等して報酬額及び費用、またその算定方法を明示したうえで十分に説明を行い、その内容を記載した書面等を依頼者に交付しなければならない。

3 会員は、依頼者が民事法律扶助制度における資力要件に該当する場合には、民事法律扶助制度を教示し、依頼者がこれを利用するか否かについて選択の機会を与えたうえで、その意向を十分に考慮するものとする。

(不利益の説明)

第6条 会員は、債務整理事件の依頼を受けるにあたり、依頼者に対し、事件処理及び生活再建の見通しを説明したうえで、事例に応じ予想される不利益を十分に説明しなければならない。

(不適切な事件処理の禁止)

第7条 会員は、債務整理事件を処理するにあたり、依頼者の意向を最大限考慮するとともに、専門的知見から依頼者の意向に沿う処理が適切でないと判断した場合には依頼者に丁寧な説明を行わなければならない。

2 会員は、合理的な理由がないにもかかわらず、依頼者の他の債務の有無を聴取せず、又は依頼者に他の債務があることを知りながら、過払金返還請求事件のみを受任又は受託してはならない。

3 会員は、債務整理手続の選択にあたり、依頼者の経済的利益を最大限考慮し、破産手続・民事再生手続の申立てを選択することが適切であるにもかかわらず、安易に任意整理の手続を選択してはならない。

4 会員は、任意整理事件の処理にあたり、依頼者の経済的利益を損なうような安易な和解を行ってはならない。

(報酬の請求)

第8条 債務整理事件において司法書士等が請求し、又は受領する報酬は、当該事件が解決したことにより依頼者が受ける経済的利益のほか、依頼者の資産、収入及び生活の状況等を考慮した適正かつ妥当なものでなければならない。

2 会員は、任意整理事件、過払金返還請求事件及びヤミ金処理事件において、第9条から第12条の規定に反して報酬を請求し、又は受領してはならない。

3 第9条から第12条に定める報酬の額には、消費税額を含まない。

(任意整理等報酬の上限)

第9条 任意整理事件又はヤミ金処理事件の委任事務処理の報酬は、債権者又はヤミ金一人あたり50,000円を超える額を請求し、又は受領してはならない。

2 前項の報酬は、事件着手時に発生する報酬に限らず、その後に発生する報酬及びその他の名目の報酬の合計額とする。ただし、第10条から第12条までに定める報酬は含まない。

3 第1項の報酬は、任意整理事件の債権者又はヤミ金処理事件のヤミ金が、依頼者に対して支払を要求している額を超えてはならない。

(減額報酬の上限)

第10条 会員は、任意整理事件において減額報酬を請求し、又は受領するときは、減額され、又は免れた元本金額のみを経済的利益として、その経済的利益に10パーセントの割合を乗じた金額を超えて請求してはならない。

(過払金返還報酬の上限)

第11条 会員は、代理人として過払金を回収したときは、その回収した金額のみを経済的利益として、その経済的利益に次の割合を乗じた金額を超える額を過払金返還報酬として請求し、又は受領してはならない。

(1) 訴訟によらずに回収した場合 20パーセント

(2) 訴訟により回収した場合 25パーセント

(支払代行手数料の上限)

第12条 会員が、依頼者の債務を債権者に分割して支払うことを代行するときは、支払を代行する件数にかかわらず、支払を代行する依頼者一人につき、1か月あたり1,000円を超える額を請求し、又は受領してはならない。

2 前項の代行について依頼を受ける際には、依頼者がこれを利用するか否かについて選択の機会を与えたうえで、その意向を十分に考慮するものとし、強制してはならない。

(その他の報酬の規制)

第13条 会員は、任意整理事件において、名目の如何にかかわらず、第9条から前条までに定める報酬以外の報酬を請求し、又は受領してはならない。

(不当誘致等)

第14条 会員は、不当な方法によって債務整理事件の依頼を誘致し、又は事件を誘発してはならない。

- 2 会員は、債務整理事件の依頼者の紹介を受けたことについて、名目の如何にかかわらず、その対価を支払ってはならない。
- 3 会員は、債務整理事件の依頼者の紹介をしたことについて、名目の如何にかかわらず、その対価を受け取ってはならない。

(非司法書士との提携禁止等)

第 15 条 会員は、司法書士法その他の法令の規定に違反して業務を行う者と提携して債務整理事件の処理を行ってはならず、またこれらの者から事件のあっせんを受けてはならない。

- 2 会員は、第三者に自己の名義で債務整理事件の処理を行わせてはならない。
- 3 会員は、正当な事由がある場合を除き、債務整理事件の処理に関する報酬を司法書士等でない者との間で分配してはならない。

(進捗状況の報告)

第 16 条 会員は、債務整理事件の処理にあたり、依頼者に対し、定期的に、かつ必要に応じて処理状況を報告しなければならない。

- 2 会員は、過払金の返還を受ける等、依頼者のために金品を受領した場合は、速やかに依頼者に報告し、精算方法を説明しなければならない。
- 3 会員は、債務整理事件の処理が終了したときは、その経過及び結果を遅滞なく依頼者に報告しなければならない。

(費用・報酬の精算)

第 17 条 会員は、債務整理事件終了後、遅滞なく、費用の精算をし、依頼者から預かった書類及び依頼者のために取得又は受領した書類等を返還しなければならない。

(事件終了後の支援)

第 18 条 会員は、債務を分割して弁済する場合、その他依頼者の生活再建の支援が必要な場合は、適宜面談する等して、適切な助言ができるよう努めるものとする。

- 2 会員は、債務を分割して弁済する場合、司法書士等が支払を代行することを依頼者に強制してはならない。

(広告)

第 19 条 会員は、債務整理事件に関する業務広告を行う場合、品位又は信用を損なうおそれのある広告宣伝又は有利な結果を保証するような内容の広告宣伝を行ってはならない。

- 2 第 4 条に定める面談等を行う以前に、過払金の発生、又は債務の減額を期待させる内容の表示をしてはならない。